

〔平成 29. 11. 14〕
運協 4 - 1

福岡県国民健康保険運営協議会

(パブリックコメントの概要)

平成 29 年 11 月 14 日

福岡県国保運営協議会の答申に係る意見募集の概要

1 意見募集期間

平成29年10月3日(火)～10月16日(月) (2週間)

2 意見募集の対象

(1) 国民健康保険事業費納付金の算定(答申案)

(2) 福岡県国民健康保険運営方針(答申案)

3 意見募集の方法

・県公報への登載

・県民情報センター及び地区県民情報コーナー(4ヵ所)における閲覧

・福岡県ホームページへの掲載

4 意見提出状況

(1) 国民健康保険事業費納付金の算定(答申案) … 3個人 から3意見

(2) 福岡県国民健康保険運営方針(答申案) … 11個人、12団体から55意見

(1) 国民健康保険事業費納付金の算定に関するもの

整理番号	頁	意見の要旨(原文のまま)	対応	対応の理由
1	1	「医療費水準」は住民の医療利用状況を反映するものではあるが、それがそのまま保険料に反映されて、住民の負担とされていることが、必ずしも公平・公正とはいえないことにも配慮すべきである。	原案どおり	国のガイドラインでは、都道府県内の各市町村の医療費水準に差がある場合においては、納付金の算定に医療費水準を反映させることとされております。 このガイドラインに基づき、市町村との協議を踏まえ、医療費水準に見合った保険料水準となるよう、納付金の算定に医療費水準の差異を反映させることとしたところです。
2	1	医療費水準は各地域住民の医療利用状況を反映するが、それがそのまま保険料に反映することは低所得者や医療ニードの高い患者・障害者・難病患者などの保険料負担増につながるものであり、決して公平とはいえない側面がある。(2件)	原案どおり	

以上 3意見

(2) 国民健康保険運営方針に関するもの

整理 番号	頁	意見の要旨(原文のまま)	対応	対応の理由
1	1	<p>国民健康保険の日本国憲法25条に基づいた、国が保障する社会保障制度としての基本的性格と位置付けを明確にするべき。</p> <p>「セーフティネット」とは、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みであるべき。</p> <p>県民生活に直結する重要事項なので、パブリックコメントも大切だが、県内市町村くまなく公聴会を開催して県民各層の意見を聞くべきである。(11件)</p>	原案どおり	<p>国民皆保険の基盤である国民健康保険制度は、法律によって、社会保障制度のひとつと位置付けられております。</p> <p>今回の運営方針策定にあたっては、市町村との協議を踏まえ、当運営協議会で審議し、県民の各層の御意見を承るためにパブリックコメントを実施しているところです。</p>
2	3	<p>国保加入者減少は、人口動態で生じる副次的要因であり、このような要因に基づいて運営方針を立案しては、赤字の解消、医療費適正化による国保財政の収支均衡を図る事はできない。</p>	原案どおり	<p>国保運営方針は、国保加入者数や1人あたり医療費の動向、将来の見通し等を踏まえて策定しています。</p> <p>また、国に対して追加の財政支援等、必要な措置を引き続き求めていくことを明記しております。</p>
3	4	<p>医療費について医療機関数、病床数、医師数等の医療提供体制の充実ばかりに目をむけているのは、誤った分析である。</p>	原案どおり	<p>医療費が全国平均より上回っているのは、医療提供体制の充実、疾病面からの要因、社会的要因が複合的に結びついた結果と記載しています。</p>
4	4	<p>「低所得世帯」への対策として、県の計画なのだから福岡県として独自の低所得対策を講じるべきではないか。(4件)</p>	原案どおり	<p>国保運営方針は、県と市町村が共同で国保を運営するために定める方針と位置付けられております。</p> <p>現行でも、県も低所得者等の保険料軽減に要する費用について負担しております。</p>

整理番号	頁	意見の要旨(原文のまま)	対応	対応の理由
5	5	<p>国保財政の悪化の要因は、(3)で言い尽くされている。</p> <p>本運営方針策定の目的(制度の安定化)の達成のためには、本章本節記載の他の項目は不要である。</p> <p>引用項目の正しい認識に基づいて、積極的に国に働きかけてを行なうことを、一章を設けて行うべき。</p>	原案どおり	<p>(3)以外の項目が不要とは考えておりません。</p> <p>また、国に対して追加の財政支援等、必要な措置を引き続き求めていくことも明記しております。</p>
6	6	<p>「医療費適正化」がすべての目標となっている。そもそも「医療費適正化」は誰にとっての適正化なのか。「医療費適正化」の取り組みを進めて高齢者の医療はどうなるのか。(4件)</p>	原案どおり	<p>国保の支出面の中心である医療費について、適正化を進めることは、将来にわたって国民皆保険の基盤である国保を持続可能なものとするために必要であると考えています。</p>
7	7	<p>市町村での一般会計からの法定外繰入や繰上充用について、県が制限をせずに認めること。</p> <p>赤字は解消・削減すべきであるが、そもそも国保の制度矛盾に手を付けずに改善をはかることはできない。また、国に対し国庫負担金等を増やすように求めるべき。(5件)</p>	原案どおり	<p>国保は保険制度であり、本来、一般会計からの法定外繰入や繰上充用は安易に行うべきではないと考えますが、国保の構造的課題に起因して各市町村の判断により実施されているのが現状であると考えます。</p> <p>このような赤字の解消にあたっては、計画的に解消を図っていくことが必要であると考えますが、その実施にあたっては、各市町村の個別の状況を十分に踏まえ、取り組むこととしております。</p> <p>また、国に対して追加の財政支援等、必要な措置を引き続き求めていく旨明記しております。</p>
8	8	<p>削減・解消すべき赤字の目標設定が安易かつ不適切である為、変更すべき。</p>	原案どおり	<p>各市町村間で医療費水準に違いがあること等から、平成30年度直ちには、保険料の県内均一化は行わないこととしております。保険料の県内均一化については、今後、本文記載の諸課題について検討を行うこととしています。</p>
9	12	<p>保険料率の均一化に反対。</p>	原案どおり	<p>各市町村間で医療費水準に違いがあること等から、平成30年度直ちには、保険料の県内均一化は行わないこととしております。保険料の県内均一化については、今後、本文記載の諸課題について検討を行うこととしています。</p>

整理番号	頁	意見の要旨(原文のまま)	対応	対応の理由
10	13	保険料の均等割について、子ども18歳未満は含まないものとするべき。(5件)	原案どおり	制度改正に係る御要望であり、国保運営方針にはなじまないものと考えております。
11	13	医療費水準の格差をそのまま納付金算定に反映することは問題である。(2件)	原案どおり	国のガイドラインでは、都道府県内の各市町村の医療費水準に差がある場合においては、納付金の算定に医療費水準を反映させることとされております。県では、このガイドラインに基づき、市町村と協議を行った上で、医療費水準に見合った保険料水準となるよう、納付金の算定に医療費水準の差異を反映させることとしたところです。
12	13	保険料については、最大でも世帯の所得の1割未満と、すべき。	原案どおり	制度改正に係る御要望であり、国保運営方針にはなじまないものと考えております。
13	17	低所得世帯及び18歳以下の子どもに対する短期証については無条件で有効期限内に郵送をすること。また、18歳以下の子どもに対しては、通常証を無条件で発行すべき。 子どもの保険証を盾に収納対策の強化をすべきではない。	原案どおり	資格証明書及び短期保険証については、被保険者間の負担の公平を図る観点から、保険料を滞納している場合に一定の条件の下で発行されるものです。 県では、きめ細かな納付相談等を行うよう市町村に対し助言がなされております。

整理番号	頁	意見の要旨(原文のまま)	対応	対応の理由
14	17	納付相談等の徹底は、納付相談の際の生活実態の聴き取りにより、滞納者の特別事情の有無を把握し、必要に応じて保険料(税)の減免と生活保護を受給することは国民の権利であることを相談者が理解できるよう懇切・丁寧に説明し、生活保護申請につながるように生活保護担当への紹介を実施し、窓口にふさわしい対応と正規職員を配置すること。(3件)	原案どおり	運営方針18頁には、「納付相談等の徹底」として、「納付相談の際の生活実態の聴き取りにより、滞納者の特別事情の有無を把握し、必要な保険料の減免、生活保護担当への紹介を実施」と記載しております。
15	18	生活苦ゆえの滞納等に対して一律的な差し押さえ等は行わないよう、慎重な配慮を行うべき	原案どおり	県では、差押え制限財産等について必要な配慮を行うよう、市町村担当職員の研修が実施されています。
16	18	滞納整理と収納対策がかなり強調されています。国保法44条・77条の積極的活用を運営方針に盛り込むべきです。	原案どおり	国保法第44条に規定する一部負担金の減免や国保法第77条に規定する保険料の減免につきましては、これまでも、市町村に対して、県は、法令の趣旨を踏まえた適切な実施、被保険者への周知について、指導・助言を行っているところです。
17	20	レセプト点検の現状として、内容効果率の全国順位が上がっているとの記載されているが、これはレセプト審査による大量減点によるものであり、医療を受ける権利や医師の裁量権を奪うものである。	原案どおり	レセプト点検は、保険者にとって適正な支払をする上での重要な役割を有しています。医療を受ける権利や医師の裁量権を奪うものではありません。

整理番号	頁	意見の要旨(原文のまま)	対応	対応の理由
18	24	柔道整復療養費の支給の適正化に関し、支給前の患者調査を全市町村で実施する。	原案どおり	支給前の患者調査の実施については、未実施の市町村に広げていくことを今後検討すると記載しています。
19	27	レセプト点検の充実強化機械的に適応症を当てはめるだけの点検、医療内容に立ち入る点検、民間業者に丸投げする点検などはやめるべき。	原案どおり	国保運営方針は、研究会の設置など、レセプト点検の充実強化を図る観点から記載しております。また、民間の専門知識を活用することも有効であると考えます。
20	27	「レセプト点検の充実強化を支援するために」として、「内容点検効果率」の向上を「費用対効果」で追求するならば、医療の個別性を否定することにつながりかねない。	原案どおり	レセプト点検の充実強化は、医療の個別性を否定することを意図するものではありません。
21	36	データヘルスの推進について、具体的取組みに欠けるのではないか。	原案どおり	データヘルスの具体的な取組みは、各市町村のデータヘルス計画に記載されるものであると考えます。
22	37	後発医薬品の使用促進は、「2 医療費の適正化に向けた取組」の一つであるが、いのちと向き合い診療にあたる医師の診断がないがしろにされていないか	原案どおり	後発医薬品の使用促進は、医療費適正化及び被保険者負担の軽減に向けた取組みであり、医師の診断をないがしろにするという御指摘は当たらないと考えます。

整理番号	頁	意見の要旨(原文のまま)	対応	対応の理由
23	38	病院によって、同じ病名・同じ治療でも、ジェネリック医薬品の使用のばらつきがある。 目標値40%(P34、5章1(3)より)をもっと高く設定し、医師・薬局の理解を深める取組みが必要である。	原案どおり	県の医療費適正化計画で設定された目標値との整合を図っております。
24	47	平成30年度以降の県と市町村の協議の場として設置する「福岡県国保共同運営会議」には、県民代表を公募することを明記する。(2件)	原案どおり	記載のとおり、「福岡県国保共同運営会議」(仮称)は、平成30年度以降の県と市町村の協議の場として設置するものであり、行政職員により構成されます。
25		現在、国保は市町村が運営、実施主体であるが、この答申案では、保険料率の決定が市町村であることが確認されながら、将来の県内統一額が構想されているなど、「結局のところ責任者はいったい誰なのか」、不明確である。 従来、県も市町村も、国保の窓口は変わらない、という言葉を使っていたはずだが、保険料率だけ見てもこの答申案では、いったい保険料の相談先として、どこに何を申し入れればいいのかわからない。 端的に書けば、県知事に相談するのか、市町村長に相談するのか、判然としない。	原案どおり	国保制度を将来にわたって持続可能なものとするために、平成30年度以降の国保は、県と市町村が共同で運営する仕組みとなります。 保険料の賦課・徴収は、引き続き市町村の権限であり、保険料の相談は、引き続きお住まいの市町村が窓口となります。

以上 55意見